

議案第28号

大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例案

大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年大阪市
条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規
定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(基準該当居宅介護支援に関する基準)</p> <p>第3条 法第47条第1項第1号の条例で定め る基準は、次条、第5条及び第10条に定め るもののほか、指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準（平成11年厚 生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等 基準」という。）第30条において準用する指 定居宅介護支援等基準第1条の2から第16 条まで、第17条第1項、第18条から第25条 まで、第26条（第6項及び第7項を除く。）、 第27条から第28条まで及び第29条第1項並 びに<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設 備及び運営に関する基準等の一部を改正す る省令（平成30年厚生労働省令第4号。以 下「平成30年改正省令」という。）附則第3 条及び指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正 する省令（令和3年厚生労働省令第9号。 以下「令和3年改正省令」という。）附則第 2条から第4条まで（これらの規定のうち 指定居宅介護支援等基準に係る部分に限</u></p>	<p>(基準該当居宅介護支援に関する基準)</p> <p>第3条 法第47条第1項第1号の条例で定め る基準は、次条、第5条及び第10条に定め るもののほか、指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準（平成11年厚 生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等 基準」という。）第30条において準用する指 定居宅介護支援等基準第1条の2から第16 条まで、第17条第1項、第18条から第25条 まで、第26条（第6項及び第7項を除く。）、 第27条から第28条まで及び第29条第1項並 びに<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設 備及び運営に関する基準等の一部を改正す る省令（令和3年厚生労働省令第9号。以 下「令和3年改正省令」という。）附則第2 条から第4条まで（これらの規定のうち指 定居宅介護支援等基準に係る部分に限る。 以下同じ。）に定めるところによる。</u></p>

<p>る。以下同じ。)に定めるところによる。 (指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)</p> <p>第7条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等基準(第17条第2項、第29条第2項、第30条及び第31条を除く。)並びに平成30年改正省令附則第3条及び令和3年改正省令附則第2条から第4条までに定めるところによる。</p>	<p>(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)</p> <p>第7条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等基準(第17条第2項、第29条第2項、第30条及び第31条を除く。)及び令和3年改正省令附則第2条から第4条までに定めるところによる。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。